

平成25年度

集 団 指 導 資 料

(共通事項)

香川県健康福祉部 長寿社会対策課
高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成26年3月13日、14日、18日

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

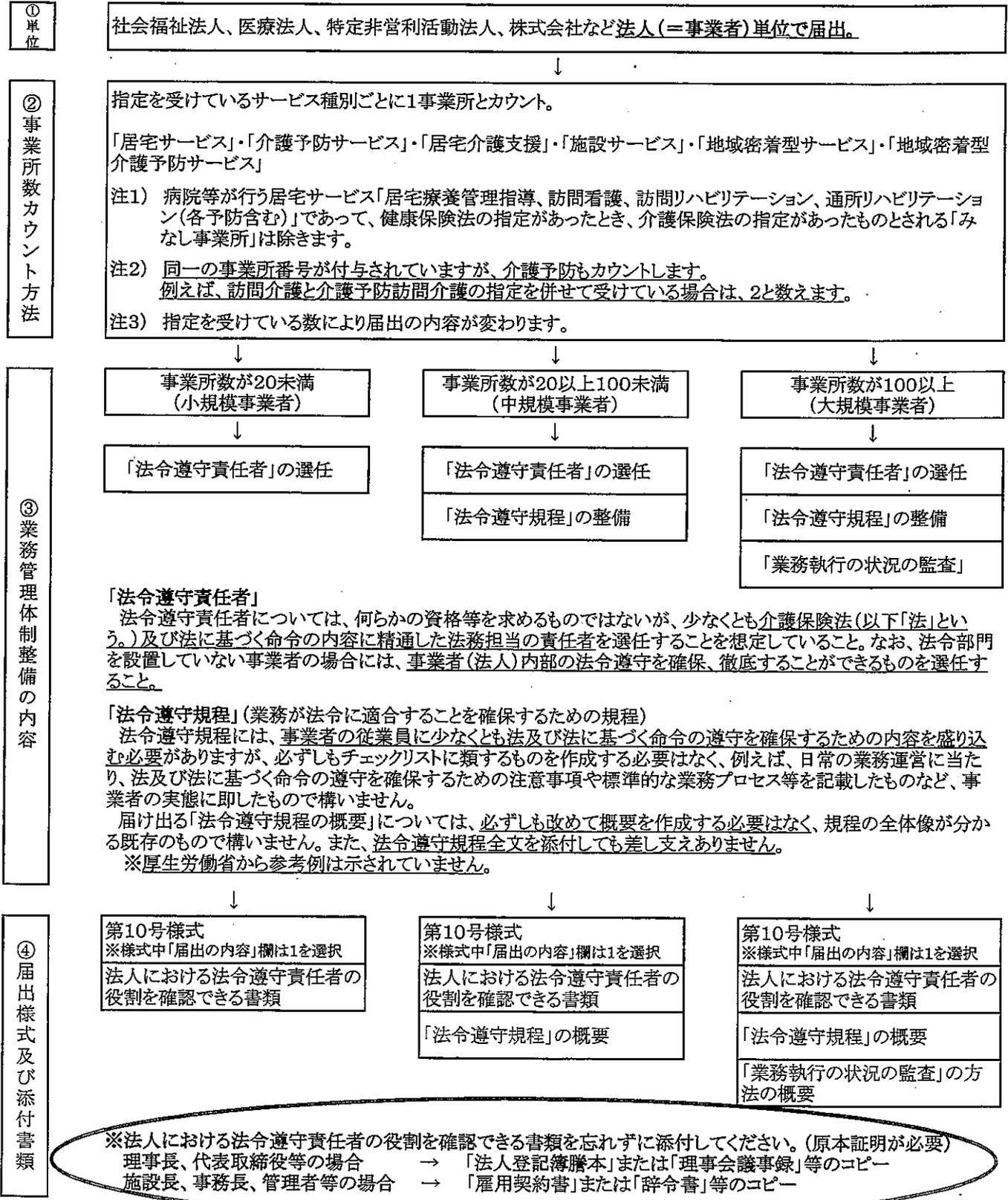
平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から全ての介護サービス事業を行う法人に対して、法令遵守責任者の選任などの業務管理体制の整備をすること及び届出が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

○ 業務管理体制の整備に関して、新規に届け出る場合

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

※新規に法人を立ち上げ、介護サービス事業の指定を受けた時から、遅滞なく提出してください。



⑤ 届出先	① 事業所等が2以上の都道府県に所在	→ 厚生労働大臣又は地方厚生局長
	② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在	→ 市町長
	③ ①及び②以外	→ 香川県 長寿社会対策課 施設サービスグループ

○ 以下の場合は、変更届を提出してください。

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

⑥ 変更届について	<p>① 事業所等の指定等により、事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項)</p> <p>注) 区分の変更に関する届出は、<u>変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出ること。</u></p> <p>例: A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合の届出先 A県知事→地方厚生局長に変更</p>	<p>第10号様式を提出 ※様式中「届出の内容」欄は2を選択</p>											
	<p>② 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)</p> <p>※変更届が必要となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称または氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 事業所(施設)の名称及び所在地 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) <p>注1) 以下の場合は、変更届は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合(事業所区分に変更がない場合) 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 <p>注2) 変更届には、変更内容が分かる書類を添付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更内容</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称または氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 </td> <td>定款、寄付行為及び登記事項証明書等</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業所(施設)の名称及び所在地 </td> <td>土地及び建物の登記事項証明書等</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 </td> <td>法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) </td> <td>法令遵守規程の概要(規程全文でも可)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) </td> <td>業務執行の状況の監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table>	変更内容	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称または氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要
変更内容	添付書類												
<ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称または氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書等												
<ul style="list-style-type: none"> 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書等												
<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)												
<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)												
<ul style="list-style-type: none"> 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要												

⑦ 様式	<p>届出様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。 「かがわ介護保険情報ネット」-「事業者支援情報」-「○指定・届出」-「様式集」-「業務管理体制の届出」 http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kanritaisei.html</p>
---------	---

⑧ 担当	<p>香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3266 FAX:087-806-0206</p>
---------	--

平成25年度 介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査（一般検査） 結果

検査事項	傾向	留意点	取組事例
①法令遵守についての方針の策定について	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守方針を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本理念、法令遵守責任者の役割、法人の法令遵守体制について規定されたマニュアル等が整備されていることが望ましい。 業務管理体制は法人単位の届出であるため、法人単位の法令遵守マニュアルを整備することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、施設内に掲示している。 年に1度、役員会で法令遵守マニュアルの見直しを実施している。
②法令遵守責任者の役割について	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者が誰であるかを答えられない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者を職員等に周知していない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者の役割を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の役割を定め、全職員に周知することで法令遵守に関する責任の所在が明確になる。 法令遵守責任者を中心として法令改正や県からの通知等の周知体制を構築することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルに法令遵守責任者の役割や業務内容について規定している。 法令遵守責任者に対して「法令遵守責任者に任命する」旨の辞令を交付している。 法令遵守責任者自らが法令改正や県からの通知等を確認し、職員会議等で職員に周知している。
③法令遵守体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止、身体拘束抑制、事故の発生防止及び適正な介護報酬の請求等について、多くの事業者が職員への研修や注意事項についての周知を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等違反の疑いがあった場合の内部通報の仕組みを確立することが法令等違反行為の未然防止につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬の請求内容について、請求事務担当者の後に法令遵守責任者が再確認するなど、ダブルチェック体制を徹底している。 内部通報に関する規程を整備し、規程中で通報窓口や通報者等の不利益取扱いの禁止等について定めている。
④法令遵守に係る評価・改善活動について	<ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者が職員会議等でサービス提供中に発生した問題について、改善活動を行っていた。 事業者内部で研修を実施しているが、法令遵守に関することは行っていない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議の記録を整備し、職員間で回覧することで情報の共有を図ることができる。 法令遵守についても研修に加えることで、事業所等における法令遵守の意識が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 年に1度、各施設で外部講師による法令遵守研修を実施している。 月に1度、職員による自己評価を実施し、評価表に法令遵守責任者がコメントを記載し、フィードバックしている。 職員会議で発生した問題について情報を共有し、改善や予防措置が講じられている。

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につなげられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所にPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所にサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者と共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

平成24年10月より新システムの「香川県介護サービス情報公表システム」の運用が開始されましたが、運用が始まって1年以上が経った今なお、介護サービス事業者はもとより利用者についても制度についてあまり浸透しておらず、システムへの入力率やアクセス数がなかなか伸びていない現状にあります。

このことから、今回、長寿社会対策課で制度の周知を図るためリーフレットを作成し、地域包括支援センターを通じて配布することにしました。(平成26年3月末予定)

平成26年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

2. 変更届

(1) 変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑤ 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)
- ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑫ 事業所の種別
- ⑬ 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
- ⑭ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
- ⑮ 入院患者又は入所者の定員
- ⑯ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 役員の氏名、生年月日及び住所
- ⑳ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(2) 提出書類

- ① 変更届出書(第3号様式)
 - ② その他必要な添付書類
- ※(変更届(第3号様式)添付書類一覧)を参照してください。

各種様式等掲載場所「かがわ介護保険情報ネット」

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/index.html>

3. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム(以下「同報メール」という。)で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信することもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成25年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日から導入された「介護サービス情報の公表」制度については、平成23年度の法改正において、事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から所要の見直しが行われ、平成24年10月から新たなシステムが運用されているところです。

つきましては、別添のとおり平成25年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画」を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により平成25年7月31日（水）までに入力をお願いいたします。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所及び平成25年度に指定した事業所につきましては、別途報告期限を通知します。）

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者においては、「介護サービス情報」を香川県知事に報告することが義務付けられており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となることを申し添えます。

記

1 情報の報告

(1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、次のいずれかからログインすることができる。

- ・「かがわ介護保険情報ネット」のトップページ
- ・「香川県介護サービス情報公表システム」のトップページ(事業所の方はこちら)

(2) 報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これらについては、既に事業所あてに配付済みである。

- ① IDは事業所番号とする。

- ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所において、直ちにパスワードを変更すること。
- ③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。
- (3) 入力方法については、「かがわ介護保険情報ネット」において、「事業者支援情報」－「〇介護保険サービスの質の確保・介護サービス情報の公表」－「介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」を確認の上、入力すること。
- (4) 基本情報及び運営情報については、入力を確認した上で、それぞれの情報について「この内容で提出する」のボタンをクリックすることにより提出が完了となる。
- ① 提出済みのデータについては、「記入済」と表示される。それぞれの情報が「記入済」であることを確認すること。
- ② 基本情報及び運営情報の提出がなければ、システム上、受理できないので、基本情報の提出のみの場合においても、運営情報も入力せずに提出すること。
- (5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」のトップメニュー画面において、「登録状況の確認」タブ内の「登録状況確認」の状況が「差戻し」となる。
差戻し内容を訂正し再提出をすること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

<p>【問い合わせ先】 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ 担当 原岡・田中 電話 087-832-3274</p>

介護サービス情報の公表システム

(介護サービス事業者入力ページ)

かがわ
介護保険
情報ネット

検索

同報システム
メンバー登録
介護保険事業者等向け情報配信

制度のあらまし 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 事業者支援情報 ケアマネジャー支援情報
香川県地域ケア体制整備構想 かがわの認知症高齢者支援サイト

News

[26/02/28] [「事業者支援情報」-「通知」-「国からの通知」-「介護給付・介護報酬など」を更新しました。new](#)
■通知文 [PDF形式 68KB]
■別紙1 及び別紙2 [PDF形式 185KB]

[26/02/26] [「事業者支援情報」-「リスクマネジメント」-「感染症情報」を更新しました。](#)

- 介護保険最新情報
- 介護員養成研修
- 福祉用具専門相談員
- 介護保険担当窓口一覧
- 香川県介護サービス情報
- 介護サービス情報報告システム
- 療養病床の再編成

クリック

香川県 介護サービス情報報告システム

ログイン

ID

パスワード

サービス

ログイン

ID、パスワードを入力し、サービスを選択してログイン

介護サービス情報の公表システム

(利用者等向けページ)



- 2012/02/28
- [事業者支援情報] - [通知] - [国からの通知] - [介護給付・介護報酬など]を更新しました。new
 - 通知文 [PDF形式 68KB]
 - 別紙1 及び別紙2 [PDF形式 135KB]
- 2012/02/26
- [事業者支援情報] - [リスクマネジメント] - [感染症情報]を更新しました。

- 介護保険最新情報
- 介護員養成研修
- 福祉用具専門相談員
- 介護保険担当窓口一覧
- 香川県介護サービス情報
- 介護サービス情報報告システム
- 療養病床の再編成